

入札参加資格停止措置の概要

1 入札参加資格停止措置業者名及び所在地

	入札参加資格停止措置業者名	所 在 地
1	株式会社セレスポ	東京都豊島区北大塚1-21-5

2 入札参加資格停止措置期間 令和7年7月2日から令和8年1月1日まで（6カ月間）

3 入札参加資格停止措置の適用範囲 水戸市が発注する工事等

4 事実概要

株式会社セレスポは、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する特定テストイベント・本大会業務において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年6月23日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

5 入札参加資格停止理由

水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程（以下「契約規程」という。）第75条第1項別表第4第5号「独占禁止法違反行為（一般工事等）」に該当する。

「契約規程」

措 置 要 件	期 間
別表第4第5号 イ 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 6カ月以上12カ月以内